

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 6 第 1 項に基づき、大規模な集客施設に対して、まん延防止のために必要な措置を講じるよう要請します。

施設の種類	施設の例	要請の内容
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館 等	床面積の合計が 1,000 m ² を超えるものに限る。 ・従業員に対する検査を受け ることの勧奨 ・入場をする者の整理及び誘 導 ・発熱等の症状のある者の入 場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマス クの着用の周知 ・感染防止措置を実施しない 者の入場の禁止 ・換気の実施 ・会話等の飛沫による感染の 防止に効果のある措置（飛 沫を遮ることができる板等 の措置又は利用者の適切な 距離の確保等）
集会場等	集会場、公会堂、葬儀場 等	
展示場	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホー ル 等	
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分 に限る。）	
商業施設	大規模小売店舗、百貨店、ショッピングセ ンター 等	
運動施設等	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス 場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパー ク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技 場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッテ ィング練習場、スポーツクラブ、ホットヨ ガ、ヨガスタジオ 等	
遊技施設	マーチャン店、パチンコ屋、ゲームセンタ ー 等	
博物館等	博物館、美術館、記念館、水族館、動物園、 図書館 等	
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、場外車券売場、ネ ットカフェ、マンガ喫茶 等	
サービス施設	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロ ン、リラクゼーション施設、銭湯、理容店、 美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等	自動車教習所、学習塾 等	